

証券コード 6461
平成26年6月9日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
取締役社長 山 本 彰

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
N P R 与野ビル（当社本社ビル）2階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第118期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本「招集ご通知」および「第118期報告書」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.npr.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第118期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は410,932,175円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役山本 彰、大石 滋、坂本裕司、大谷正明の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|----|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1  | やま ちと あきら<br>山 本 彰<br>(昭和33年2月9日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成14年10月 当社管理センター長<br>平成16年4月 当社執行役員製造本部生産管理部長<br>平成18年6月 当社取締役経営企画部長<br>平成21年6月 当社取締役経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当<br>平成25年6月 当社代表取締役社長監査室担当<br>(現在に至る) | 52,000株     |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                 | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|----|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2  | <p style="text-align: center;">おお いし しげる<br/>大 石 滋<br/>(昭和31年7月19日生)</p>     | <p>昭和54年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行<br/>平成22年6月 株式会社新生銀行執行役員コンシューマーファイナンス本部長<br/>平成23年4月 新生証券株式会社代表取締役社長<br/>平成24年4月 当社顧問<br/>平成24年6月 当社代表取締役経営管理部・総務部・情報システム部担当<br/>平成25年6月 当社代表取締役常務取締役経営管理部・総務部・情報システム部担当<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社日ピス岩手取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司董事</p> | 10,000株     |
| 3  | <p style="text-align: center;">さか もと ゆう じ<br/>坂 本 裕 司<br/>(昭和32年10月22日生)</p> | <p>昭和52年7月 当社入社<br/>平成13年4月 当社東京東営業部長<br/>平成16年4月 当社執行役員営業本部東京営業部長<br/>平成18年6月 当社取締役営業本部副本部長、営業本部営業企画部長<br/>平成25年6月 当社常務取締役営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部担当<br/>(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、エヌティーピストンリング インドネシア社取締役、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司董事</p>                                                    | 41,000株     |

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                               | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4  | <p style="text-align: center;"> <small>おお たに まさ あき</small><br/>           大谷 正明<br/>           (昭和27年10月29日生)         </p> | <p>           昭和50年4月 当社入社<br/>           平成10年11月 当社与野工場製造第二部長<br/>           平成18年6月 当社執行役員製造本部付、生産管理部長、北米準備室担当役員付<br/>           平成20年6月 当社取締役製造本部長、製造本部栃木工場長<br/>           平成25年6月 当社取締役品質保証部・生産管理部・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当<br/>           (現在に至る)<br/>           (重要な兼職の状況)<br/>           株式会社日ピス福島製造所取締役社長、日環自動車零部件製造(儀征)有限公司監事、エヌピーアール マニユファクチュアリング インドネシア社取締役         </p> | 45,000株     |

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役丹野浩一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位<br>および重要な兼職の状況                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| たか い おさむ<br>高 井 治<br>(昭和22年11月31日生)<br>新任 | 平成4年4月 名古屋大学工学部教授<br>平成24年4月 同大学名誉教授(現任)<br>関東学院大学大学院工学研究科教授、材料・表面工学研究所副所長(現任)<br>平成25年6月 株式会社JCU社外監査役(現任)<br>(現在に至る) | 0株          |

- (注) 1. 高井治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高井治氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由、および会社の経営に関与したことがない社外監査役候補者であっても、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について高井治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当グループ製品の技術に密接に関わる材料・表面工学の研究に長年携わっており、学識経験者としての豊富な見識を有していることから、主に技術的な観点で当社の経営に対して適切に監査を遂行していただけるものと判断しております。
4. 監査役候補者との責任限定契約について  
 本議案において高井治氏の選任が承認可決された場合には、同氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策を導入し、平成23年6月29日開催の当社第117回定時株主総会の決議によりその内容を一部改定したうえで継続することについてご承認をいただいております（以下、変更後の対応策を「現プラン」といいます。）が、現プランの有効期限は本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続そのものの是非も含めて検討してまいりました。その結果、平成26年5月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、現プランの一部を改定した上で継続すること（以下、改定後の対応策を「本プラン」といいます。）に関して決議を行いました。つきましては、本プランによる継続について、株主の皆様からのご承認をお願いするものであります。なお、現プランから本プランへの主な変更点は、実質的な内容の変更を含まない形式的な変更にとどまっております。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものの、④対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記2. (1)「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

### (1) 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、1934年に創立され、エンジン機能部品メーカーとして、材料、加工、表面処理技術等における技術開発をすすめ、ピストンリングを基軸にシリンダライナ、カムシャフト、バルブシート等への製品展開とグローバルな供給体制の構築により、自動車メーカーをはじめとした国内外のお客様のニーズにお応えし、業容の拡大を図ってまいりました。

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ確にお応えできるよう努めております。

<経営理念>

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

当社のこれまでの成長は、株主の皆様のご支援はもとより、上記経営理念に基づき、お客様、従業員、地域社会との関係を大切にするとともに、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識し、供給体制の構築、品質の向上、技術革新等に努めてきた結果であり、これこそが当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

そして、当社は、このような企業価値の源泉を十分に認識した上で、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、下記(2)に記載の中期経営計画の推進と下記(3)に記載のコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

## (2) 企業価値向上のための取り組み

当社は、市場構造、顧客ニーズの変化に迅速に対応し、新たな事業機会の獲得をすすめてまいります。そのためには、海外生産対応による拡販や当社保有技術を活かした事業基盤の拡充による企業価値の向上を図る必要があります。2012年度から2014年度の第五次中期経営計画をおしすすめております。そこにおきましては、「事業構造改革の推進～“やさしさ”と“うれしさ”を世界に～」を基本方針とし、①B S / Cash Flow経営の実践、②すべてのコスト構造改革の推進、③固有技術の活用による新製品（非自動車エンジン部品）の事業化、④人材育成強化による「世界最高品質の追求」、⑤C S R活動の強化を重点課題として、その推進に努めております。なお、重点課題の一環として、ピストンリング、バルブシートにおいて、中国、アセアン、北米等での生産体制の整備・効率化をすすめるとともに、営業力の強化・拡充も図っており、ピストンリングについては、ドイツの大手ピストンメーカーのK S コルベンシュミット社とのグローバルな業務提携に基づく協業等により、欧米系自動車メーカーへの拡販もすすめております。技術開発におきましては、環境対応を第一に考え、燃費低減・次世代自動車等に対応した製品開発のほか、非自動車エンジン分野の拡大に向けて当社の固有技術等を核とした新製品の開発にも取り組んでおります。また、C S R推進委員会を設置し、C S R活動の強化に努めております。

## (3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。前記の経営理念に基づき、株主の皆様をはじめお客様、地域社会、従業員等当社を取り巻く様々なステークホルダーの立場を尊重し、もって社会の一員としての義務を果たしていくことが必要であり、これらが企業の持続的成長の原動力となり、最終的には株主の皆様にも長期的な利益をもたらすものと考えております。具体的な取り組みは以下の通りです。

- ① 「コンプライアンス行動指針」を制定し、その徹底を図るとともに、コンプライアンス部会の設置により、コンプライアンスを重視した経営に努めております。
- ② 社外監査役3名を含む5名からなる監査役会による取締役の職務執行のモニタリング



に加え、平成25年から社外取締役を設置し、経営監視機能を強化するとともに、取締役の相互牽制機能の強化を図るべく、取締役会、経営戦略会議、経営執行会議の適切な運営に努め、業務執行の迅速化と責任の明確化を図っております。

また、リスクマネジメント部会を設置し、当社を巡るリスクに対し、的確かつ迅速に対応しうる体制を整備しております。

### **3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

#### (1) 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載した基本方針に沿って導入されるものであります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大規模買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

大規模買付者の出現から対抗措置の発動及び不発動までの全体的な流れにつきましては、添付資料1のフロー表に記載のとおりですが、当社は、下記3.(2)①「大規模買付ルールの内容」にて示すとおり、当社株式の大規模買付行為等（下記3.(2)①(a)「本プランの対象となる大規模買付行為等」にて定義されます。）を実行しようとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対して所定の手続（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大規模買付行為等がなされる場合や、大規模買付行為等の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、その毀損を防止するために一定の対抗措置を発動できることとしております。また、対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。

## (2) 本プランの内容

### ① 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)大規模買付者に、事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供させ、(ii)当社取締役会は、一定の評価期間を設け、当該期間内に独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、(iii)大規模買付者は(i)及び(ii)の手続き後に当該買付行為を開始するというものです。

その詳細は下記(a)から(f)に記載するとおりです。

#### (a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案<sup>1</sup>（但し、当社取締役会が別途承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

大規模買付行為等を行おうとする大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>及びその共同保有者<sup>4</sup>の株券等保有割合<sup>5</sup>が20%以上となる買付け（当該保有者及び共同保有者を総称して、以下、「特定大量保有者等」といいます。）

---

<sup>1</sup> 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含むものとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。

- (ii) 当社が発行者である株券等<sup>6</sup>について、公開買付け<sup>7</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>8</sup>及びその特別関係者<sup>9</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(当該公開買付けを行う者及びその特別関係者を総称して、以下、「特定大量買付者等」といいます。)

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます。)、大規模買付行為等の目的、方法及び概要(対価の種類及び価格、実施時期、実現可能性並びに関連する取引全体の仕組み及び適法性を含みます。)並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した当社所定の書面(以下、「意向表明書」といいます。)を提出していただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます(以下において大規模買付者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。)

当社取締役会は、当該意向表明書の受領後10営業日<sup>10</sup>以内に、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価及び検討のために必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリスト(以下、「本必要情報リスト」といいます。)を大規模買付者に交付し、本必要情報の提供を求めます(以下、「必要情報提供手続」といいます。)

---

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

<sup>10</sup> 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下のとおりです。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当該大規模買付行為等と同種の過去の取引の有無及びその詳細を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（経営参画意思の有無、買付対価の種類及び価格、実施時期、実現可能性並びに関連する取引全体の仕組み及び適法性を含みます。）
- (iii) 当社株券等の買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法及び算定に用いた数値情報、並びに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその算定根拠、現金以外の対価をもって大規模買付行為等を行う場合には対価の価格に関する情報等を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為等に要する資金の調達状況（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付者及びそのグループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期ごとの取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期ごとの売却数・売却価額
- (vi) 大規模買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- (vii) 大規模買付者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為等の後における当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由）
- (ix) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針
- (x) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し本必要情報の提供期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長すること

ができるものとしします。

また、上記の本必要情報リストに従い大規模買付者から当初提供された情報について当社取締役会が精査した結果、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価及び検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、回答期限を設けた上で、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。なお、大規模買付者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうかの判断については、当社取締役会は、恣意的な判断を排除するため、独立委員会の助言及び勧告を最大限尊重することとしします。

そして、当社は、大規模買付者による大規模買付行為等に係る情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）いたします。また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても、大規模買付者による情報の提供が完了されたとみなし、情報提供完了通知を行う場合があります。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合、本必要情報リストを大規模買付者に対して送付した場合及び大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨を公表いたします。また、当社取締役会は、当社取締役会に提供された本必要情報についても、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

#### (c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)(ii)の期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとしします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合には、当社が情報提供完了通知を行った日から最長60日間（初日不算入）
- (ii) その他の方法による大規模買付行為等の場合には、当社が情報提供完了通知を行った日から最長90日間（初日不算入）

但し、上記(i)(ii)いずれにおいても、独立委員会が取締役会検討期間内に下記3.(2)①(d)「独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告」に記載される対抗措置の発動又は不発動に係る勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会検討期間満了時までに対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、合理的な範囲内で、取締役会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、株主の皆様を開示いたします。なお、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間とします。

取締役会検討期間中、当社取締役会は、独立委員会の助言及び勧告を受け、また、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報等を十分に評価・検討し、大規模買付行為等に対する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### (d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任するものとします。独立委員会の概要は添付資料2に記載のとおりであり、また、独立委員会委員の氏名・略歴は添付資料3に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者より提出された意向表明書及び本必要情報を受領後速やかに独立委員会に提供するとともに、本必要情報の取締役会による評価及び分析結果並びに代替案等についても、作成後速やかに独立委員会に提供します。加えて、当社取締役会は、独立委員会に対して、(i)大規模買付者から提供された本必要情報の十分性、(ii)取締役会検討期間の延長の要否、(iii)大規模買付行為等に対する対抗措置発動の是非等について諮問を行います。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、下記3.(2)②「大規模買付行為等がなされた場合における対応策」に基づき、対抗措

置の発動の是非を含む勧告（当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を含みます。）を当社取締役会に対して行います。なお、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。また、独立委員会が当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合、大規模買付者は速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、当社は、独立委員会による勧告の概要その他適切と判断する事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、速やかに情報開示を行います。

#### (e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、ます。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続きに加えて、(i)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(ii)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、株主の皆様には本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することとします（なお、取締役会検討期間については、当該株主検討期間の開始と同時に終了するものとします。また、株主検討期間については、株主意思確認総会終結の時点で終了するものとします。）。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会における当社株主の判

断に従うものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合又は株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(f) 大規模買付行為等待機期間

大規模買付者は、大規模買付ルールに係る手続開始後、取締役会検討期間が満了するまでの間（但し、上記の株主検討期間が設けられた場合には、取締役会検討期間と株主検討期間を併せた期間が満了するまでの間とします。）、大規模買付行為等を実行してはならないものとします。

② 大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します（但し、独立委員会は、当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告を行う場合もあります。）。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、上記3.(2)①(e)「取締役会の決議・株主意思確認総会」に定められる株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

なお、大規模買付ルールが遵守されたか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することとはしないものとします。



(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。この場合、大規模買付者の大規模買付行為等に応じるか否かは、当社株主において、当該大規模買付行為等の内容及び当社が提示する当該大規模買付行為等に対する意見、代替案等を考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(ケ)までのいずれかの事情を有していると認められる者であり、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します（但し、独立委員会は、当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行う場合もあります。）。この場合、上記(i)「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合」と同様の手続に従い対抗措置の発動を決定します。

- (ア) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (イ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (エ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限ら

れません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

- (カ) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (キ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (ク) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣せると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

## (b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合において発行される新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の概要は添付資料4に記載のとおりであり、本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（但し、定款変更により新株予約権の無償割当ての決議機関を当社株主総会とした場合には当社株主総会決議。以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定められる一定の日（以下、「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録のある株主の皆様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有株式1株につき1個以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定められる数の割合にて無償で割り当てられます。

なお、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定められる額であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権にかかる新株予約権者に対して当社普通株式1株が交付されます。但し、本新株予約権には差別的行使条件が付されており、(i)特定大量保有者等、(ii)特定大量買付者等、(iii)これら(i)若しくは(ii)の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は(iv)これら(i)乃至(iii)に該当する者の関連者<sup>11</sup>(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、その保有する本新株予約権を行使することができません。

### ③ 対抗措置の停止手続

対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てを決議し、又は無償割当てが行われた後においても、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと判断した場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当て効力発生日までの間は本新株予約権無償割当ての中止の方法により、又は本新株予約権無償割当て効力発生日後、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの間は、当社による本新株予約権の無償取得の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。これにより、当社は、大規模買付者が当該買付提案又は買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でなくなった場合に、対抗措置を停止することが可能となります。

この場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行うことといたします。

### ④ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時(平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時)までとします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、(i)当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会において本プ

---

<sup>11</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

ランを廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。なお、当社取締役会は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後の本プランは、当該承認議案について株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成26年5月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、株主の皆様にご不便を与えない範囲で、本プランの条項又は用語の意義等を合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

また、平成29年6月開催予定の定時株主総会以降におけるプランについては、当社取締役会において必要な見直しをした上で、平成29年6月に開催予定の当社定時株主総会にて、本プランの継続、あるいは新たな内容のプランの導入に関して株主の皆様からご承認をいただく予定です。

### (3) 本プランの合理性

#### ① 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛指針」といいます。）に定める三原則（i）企業価値・株主共同の利益の確保、（ii）事前開示・株主意思の原則及び（iii）必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

また、本プランは、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

加えて、本プランは、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規

則の趣旨にも合致するものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、導入にあたり株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として導入いたします。本プラン導入につき本定時株主総会において出席株主の皆様のご過半数の承認を得られなかった場合には、本プランは導入されません。

また、上記3.(2)①(e)「取締役会の決議・株主意思確認総会」にて記載したとおり、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっております。

加えて、本プランは有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

④ 取締役会の恣意性の排除

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社は、当社取締役から独立した機関として、独立委員会を設置いたしました。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます（独立委員会の概要については添付資料2に記載のとおりであり、

また独立委員会委員の氏名・略歴は添付資料3に記載のとおりです。)

当社株式に対して大規模買付行為等がなされた場合には、上記3.(2)②「大規模買付行為等がなされた場合における対応策」にて記載したとおり、独立委員会が、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する与否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ⑤ 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載したとおり、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### ⑥ デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役から成る取締役会により本プランを廃止することができます。したがって、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

#### ⑦ 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (4) 株主の皆様への影響

##### ① 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の割当自体は行われませんので、株主の皆様との権利関係には影響はございません。

##### ② 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

本プランに基づいて対抗措置が発動されることが決定され、原則に従い新株予約権無償割当の実施に関する決議が行われた場合には、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、申込等の手続をすることなく、当該新株予約権無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となります。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当て決議や無償割当効力発生日後においても、本新株予約権の権利行使期間の開始日の前日までの間は、大規模買付者が当該買付行為等の撤回又は変更を行った等の事情により、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が認める場合には、本新株予約権の割当を中止し、又は当社が本新株予約権と引き替えに当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株券等の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

③ 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 株主名簿への記録の手続

本新株予約権の無償割当を行うことが決議された場合、当社は、法令にしたがって本新株予約権の割当基準日を公告いたします。割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(b) 本新株予約権の行使又は取得に際して必要となる手続

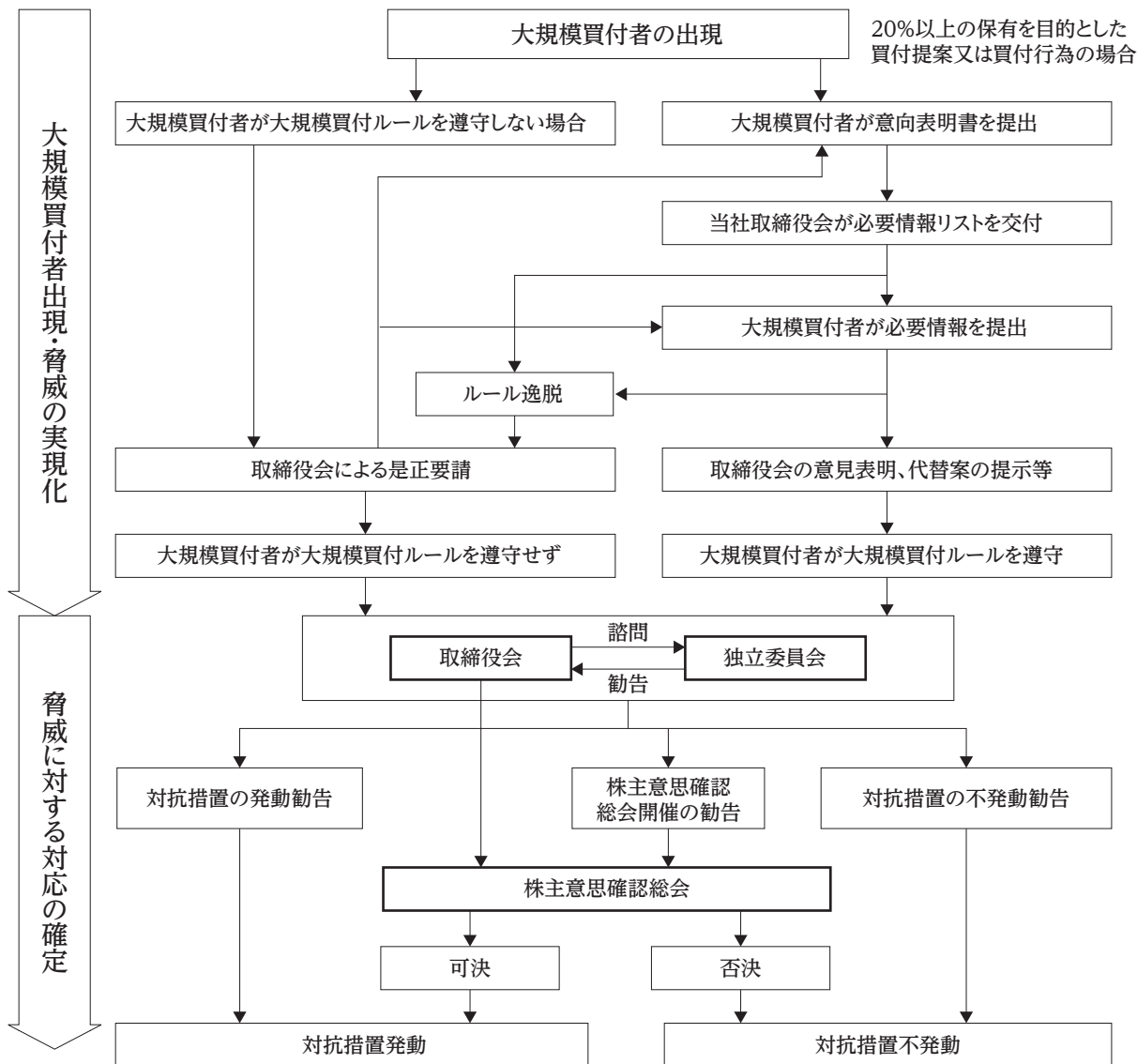
当社は、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の割当を受けた株主の皆様が権利行使期間内に権利行使を行う場合には、原則として新株予約権行使請求書等を提出した上、1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定められる額を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込みその他本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、本新株予約権は消滅いたしますので（会社法第287条）、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。但し、当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引き替えに取得できる旨の条項に従い、本新株予約権を取得することを決定した場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、対抗措置発動要件を充足すると判断された非適格者以外の株主の皆様は、払込価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。

上記のほか、払込方法の詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当に関する決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上



添付資料1 本プランにおける対抗措置の発動・不発動までのフロー



## 添付資料2 独立委員会規則の概要

### 1. 設置・構成等

- ・独立委員会の設置は、当社取締役会の決議により行う。
- ・独立委員会の委員（以下、「独立委員」という。）は3名以上とし、以下に定める全ての基準を満たす、当社から独立した関係にある社外取締役、社外監査役、社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）から指名し、選任する。
  - （1）現在及び過去において、当社若しくは当社の子会社の取締役、執行役、従業員若しくは監査役（但し、社外取締役又は社外監査役を除く）、又はこれらの者の近親者（「近親者」とは、2親等以内の親族及び同居の親族を意味し、以下同様とする。）ではないこと
  - （2）当社の主要な取引先（「主要な取引先」とは、当社が当該会社に対して物品若しくは役務の対価として支払った金額、又は当該会社が当社に対して物品若しくは役務の対価として支払った金額の年間合計額が、当社の過去5年間の連結売上高の平均の3%を超える取引先を意味し、以下同様とする。）の取締役、執行役若しくは従業員ではないこと
  - （3）当社及び主要な取引先の外部アドバイザー（「外部アドバイザー」とは、外部の法律顧問、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザー等を含むがこれに限られない。）でないこと
  - （4）その他、当社との間で特別な利害関係がないこと

### 2. 独立委員の任期

- ・選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。

### 3. 独立委員会の運営・決議等

- ・独立委員会は、当社取締役会又は各独立委員が招集する。
- ・独立委員会決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

#### 4. 独立委員会の活動内容ほか

- ・独立委員会は、以下の事項について検討及び決議し、当該決議内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。
  - (1) 大規模買付者が提示する買付提案の内容の精査及び検討
  - (2) 大規模買付者により提供された本必要情報の十分性の判断
  - (3) 取締役会検討期間の延長の要否についての判断
  - (4) 対抗措置発動又は不発動に係る判断
  - (5) 対抗措置の発動の是非を当社株主総会に諮るべきか否かについての判断
  - (6) 発動された対抗措置を停止すべきか否かについての判断
  - (7) その他、本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項及び当社取締役会が諮問した事項
- ・上記事項の検討及び決議にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他専門家からの助言を求めることができるものとする。

### 添付資料3 独立委員会委員の紹介

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏名 川橋 正昭

昭和17年生まれ

昭和61年4月 埼玉大学工学部教授

平成16年4月 同大学工学部長

平成20年4月 同大学理事兼副学長

平成25年4月 同大学名誉教授（現任）

平成25年6月 当社社外取締役（現任）

氏名 石橋 博

昭和23年生まれ

昭和49年4月 弁護士登録、丸の内総合法律事務所入所

昭和59年4月 丸の内総合法律事務所パートナー弁護士

平成16年6月 当社社外監査役（現任）

平成26年1月 丸の内総合法律事務所顧問弁護士（現任）

氏名 本間 義昭

昭和30年生まれ

昭和52年4月 朝日生命保険相互会社入社

平成19年4月 同社執行役員

平成22年4月 同社常務執行役員

平成22年7月 同社取締役常務執行役員（現任）

平成24年6月 当社社外監査役（現任）

氏名 高井 治

昭和22年生まれ

平成4年4月 名古屋大学工学部教授

平成24年4月 同大学名誉教授（現任）

関東学院大学大学院工学研究科教授、  
材料・表面工学研究所副所長（現任）

平成26年6月 当社社外監査役就任予定

※高井治氏については、本定時株主総会の第3号議案「監査役1名選任の件」が承認され、当社の社外監査役に選任されることを条件として独立委員会の委員に選任する予定です。

## 添付資料4 新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権無償割当て決議において定める割当基準日における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除く。）以上で、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる数とする。

### 2. 割当対象株主

割当基準日における株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定められる数の割合にて新株予約権を割り当てる。

### 3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日とする。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下、「対象株式数」という。）とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定められる額とする。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 7. 本新株予約権の行使条件

非適格者は、その保有する本新株予約権を行使することができない。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができる。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

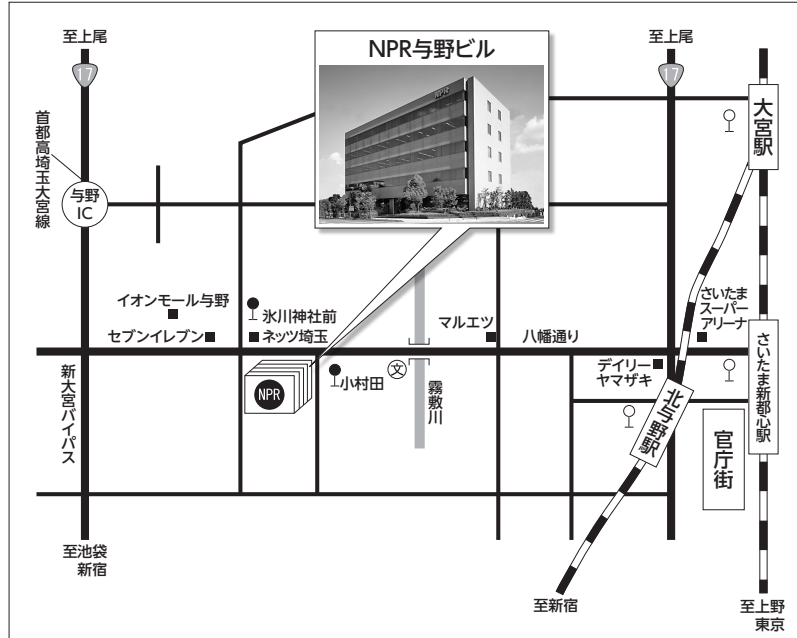
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。



## 株主総会会場ご案内図

**会場** 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号  
NPR与野ビル（当社本社ビル）2階ホール  
TEL：048-856-5011（代表）



## 交通

- ・JR北与野駅（西口）  
徒歩 約12分  
バス（西口バス乗り場） 約5分  
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き  
「小村田」下車
- ・JRさいたま新都心駅（西口）  
徒歩 約20分  
バス（西口バス乗り場） 約9分  
国際興業バス（新都01）「北浦和駅」、西武バス（新都11）「大宮駅西口」行き  
「小村田」下車
- ・JR大宮駅（西口）  
バス（午前8:59まで9番乗り場 午前9:00以降3番乗り場） 約15分  
西武バス（大39）「加茂川団地（円阿弥経由）」、  
（大39-1）「さいたま市民医療センター」、（大40）「大宮南高校」行き  
「氷川神社前」下車



(第120回定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 第 118 期 報 告 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告

日本ピストンリング株式会社

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策や金融政策による円高是正や株高進展等により景気は緩やかな回復基調で推移しました。また、世界経済は、米国の景気が底堅く推移し、欧州諸国では長引く債務問題等から持ち直しの兆しがあるものの、新興国の成長率には鈍化が見られました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要や新型車の投入効果等により、国内自動車生産は991万台と前年同期比3.8%増となり、また、日系自動車メーカーの海外生産も順調に増加しました。このような状況の中、当グループにおきましては、売上高は504億30百万円と前年同期比7.3%増となりました。

損益面におきましては、海外拠点における税金還付請求訴訟に関する費用や新規拠点の立上げロスを計上した影響等により、営業利益は17億59百万円と前年同期比20.9%減、経常利益は17億33百万円と前年同期比20.7%減、当期純利益は前年同期に受取補償金等の特別利益を計上したこともあり、13億52百万円と前年同期比32.8%減となりました。

なお、財政状態につきましては、借入金を返済したことにより、有利子負債は189億90百万円と前期末に比べ26億40百万円減となりました。

次に、当連結会計年度の業績をセグメント別にご報告申し上げます。

##### イ. 自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、国内自動車生産の増加および日系自動車メーカーの海外生産が緩やかな増加基調にあること等の影響により、売上高は443億78百万円と、前年同期比7.5%増となりました。

##### (a) ピストンリング

国内外自動車生産台数の増加および新規受注により、売上高は246億69百万円と、前年同期比12.3%増となりました。

(b) シリンダライナ  
一部製品の見直しにより、売上高は52億92百万円と前年同期比7.3%減となりました。

(c) 動弁機構部品他  
新規立上り製品の受注増加を受け、売上高は144億15百万円と前年同期比6.0%増となりました。

□. 船用・その他の製品事業

新規受注や円高是正により受注状況は回復傾向にあり、売上高は15億23百万円と前年同期比17.1%増となりました。

ハ. その他

商品等の販売事業を含むその他における売上高は、45億28百万円と前年同期比2.2%増となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、46億32百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、長期借入金12億円を調達し、長期借入金36億67百万円、短期借入金4億50百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

平成26年3月28日付で、当社は住友金属鉱山株式会社より同社の金属粉末射出成形事業を譲受ける事業譲渡契約を締結しました。これにより非自動車エンジン部品の事業拡大を図ります。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

| 区 分                       | 第115期<br>(平成23年3月期) | 第116期<br>(平成24年3月期) | 第117期<br>(平成25年3月期) | 第118期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年3月期) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高<br>( 百 万 円 )        | 47,411              | 49,168              | 47,018              | 50,430                           |
| 経 常 利 益<br>( 百 万 円 )      | 3,298               | 3,336               | 2,184               | 1,733                            |
| 当 期 純 利 益<br>( 百 万 円 )    | 1,666               | 4,118               | 2,013               | 1,352                            |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 20.29               | 50.14               | 24.50               | 16.45                            |
| 総 資 産<br>( 百 万 円 )        | 60,333              | 59,817              | 61,241              | 62,073                           |
| 純 資 産<br>( 百 万 円 )        | 15,037              | 18,897              | 22,716              | 25,111                           |

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                     | 資 本 金<br>(出資額) | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------------------------|----------------|--------------------|---------------|
| 株 式 会 社 日 本 リ ン グ サ ー ビ ス                 | 40百万円          | 100.00%            | 自動車・船舶用部品等販売  |
| 株 式 会 社 日 ピ ス 福 島 製 造 所                   | 1,612百万円       | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| 株 式 会 社 日 ピ ス 岩 手                         | 490百万円         | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| エヌピーアール オブ アメリカ社                          | 40US\$         | 100.00%            | 自動車用部品等製造・販売  |
| サイアム エヌピーアール社                             | 85,000千BAHT    | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| エヌピーアール オブ ヨーロッパ社                         | 2,500千EUR      | 100.00%            | 自動車用部品等販売     |
| エヌティーピストンリング インドネシア社 (注2)                 | 26,000千US\$    | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| 日環汽車零部件製造 (儀征) 有限公司                       | 140,049千元      | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| エヌピーアール シンガポール社                           | 118百万円         | 90.00%             | 自動車用部品等の包装・販売 |
| エヌピーアール マニュファクチャリング インドネシア社               | 15,000千US\$    | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| エヌピーアール オートパーツ マニュファクチャリング インディア社<br>(注3) | 315百万Rs        | 100.00%            | 自動車用部品等製造     |
| 儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司<br>(注4)                 | 54,630千元       | 50.00%             | 自動車用部品等製造     |

(注) 1. 資本金 (出資額) は平成26年3月31日現在の額を表示しております。

2. 平成25年7月31日付でT P R株式会社との合併関係を解消し、T P R株式会社の保有するエヌティーピストンリング インドネシア社株式を全額取得し、100%子会社となりました。

3. エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社の資本金（出資額）の1%は、当社の子会社である株式会社日ピス福島製造所が出資しております。
4. 日環粉末冶金製造（儀征）有限公司は、平成25年10月30日付で儀征亜新科双環活塞環有限公司との合併会社となりました。それに伴い、儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司へ商号を変更しております。

#### (4) 対処すべき課題

当グループが関連する自動車業界におきましては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減により国内生産台数の増加は期待できず、米国などの需要増はあるものの、新興国の成長鈍化により、世界全体では緩やかな自動車生産台数の増加にとどまるものと考えられます。また、世界的な環境問題への対応強化から低燃費、排ガス規制等へのニーズは今後一層高まるものと考えられます。

当グループとしましては、市場構造、顧客ニーズの変化に迅速に対応し、新たな事業機会の獲得をすすめてまいります。そのためには、海外生産対応による拡販や当社保有技術を活かした事業基盤の拡充による企業価値の向上を図る必要があります。平成27年3月期を最終年度とした第五次中期経営計画にて、「事業構造改革の推進～“やさしさ”と“うれしさ”を世界に～」を基本方針とし、以下の重点施策に取り組んでまいります。

- ① B S / Cash Flow経営の実践
- ② すべてのコスト構造改革の推進
- ③ 固有技術の活用による新製品（非自動車エンジン部品）の事業化
- ④ 人材育成強化による「世界最高品質の追求」
- ⑤ C S R活動の強化

#### (5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当グループは、当社および子会社14社の計15社で構成され、自動車関連製品（ピストンリング、シリンダライナ、動弁機構部品他）と船用・その他の製品の製造、販売およびこれらに附随する事業を行っております。

| 区 分       |         | 主 な 製 品                     |
|-----------|---------|-----------------------------|
| 自動車関連製品   | ピストンリング | 自動車用・二輪車用・その他各種内燃機関用ピストンリング |
|           | シリンダライナ | ライナ、スリーブ                    |
|           | 動弁機構部品他 | 組立式焼結カムシャフト、鋳鉄カムシャフト、バルブシート |
| 船用・その他の製品 |         | 船用関連部品、汎用エンジン用部品、家電用部品      |
| その他       |         | 商品                          |

## (6) 主要な営業所および工場 (平成26年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所および工場

| 事業所     | 所在地                                 |
|---------|-------------------------------------|
| 本社      | 埼玉県さいたま市                            |
| 営業部・営業所 | 東京 (埼玉県さいたま市)、名古屋、浜松、大阪、広島、福岡、仙台、札幌 |
| 工場      | 栃木県下都賀郡野木町                          |

### ② 子会社

| 子会社の名称                                | 所在地                   |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 株式会社日本リングサービス                         | 埼玉県さいたま市              |
| 株式会社日ピス福島製造所                          | 福島県伊達郡川俣町             |
| 株式会社日ピス岩手                             | 岩手県一関市                |
| 株式会社日ピスビジネスサービス                       | 埼玉県さいたま市              |
| エヌピーアール オブ アメリカ社                      | アメリカ ケンタッキー州バーズタウン市   |
| サイアム エヌピーアール社                         | タイ サラブリ県              |
| エヌピーアール オブ ヨーロッパ社                     | ドイツ コルンタール/ミュンヒンゲン町   |
| エヌティー ピストンリング インドネシア社                 | インドネシア 西ジャワ州スルヤチプタ市   |
| 日環汽车零部件製造 (儀征) 有限公司                   | 中国江蘇省儀征市              |
| エヌピーアール シンガポール社                       | シンガポール                |
| エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社          | インドネシア 東ジャワ州パスルアン市    |
| イー エー アソシエーツ社                         | マレーシア スランゴール州スバン・ジャヤ市 |
| エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング<br>インディア社 | インド カルナタカ州コラール地区      |
| 儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司                     | 中国江蘇省儀征市              |

## (7) 従業員の状況 (平成26年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 2,610名 | 31名減   |

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 637名 | 8名増    | 38.6歳 | 15.6年  |

(注) 臨時従業員等は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社新生銀行      | 2,913百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,197    |
| 株式会社三井住友銀行    | 1,868    |
| 株式会社埼玉りそな銀行   | 1,868    |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 3,415    |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 195,450,000株
- ② 発行済株式の総数 83,741,579株
- ③ 株主数 9,323名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                        | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------|---------|---------|
| トヨタ自動車株式会社                                   | 5,522千株 | 6.72%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                    | 3,872   | 4.71    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                      | 2,809   | 3.42    |
| 朝日生命保険相互会社                                   | 2,592   | 3.15    |
| シービエイチケイーシービーロンドンケアーアイエイ<br>ファンド132ステートストリート | 1,879   | 2.29    |
| 株式会社新生銀行                                     | 1,650   | 2.01    |
| 日本ピストンリング持株会                                 | 1,577   | 1.92    |
| 東京海上日動火災保険株式会社                               | 1,573   | 1.91    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                | 1,482   | 1.80    |
| 日ピス協力企業持株会                                   | 1,206   | 1.47    |

(注) 持株比率は自己株式(1,555千株)を控除して計算しております。また、持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。



## (2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(平成26年3月31日現在)

| 名称<br>(発行決議日)            | 保有人数        | 新株予約<br>権の数 | 目的となる株式<br>の種類及び数 | 新株予約権<br>の払込金額<br>(1株当たり) | 新株予約権の<br>行使に際して<br>出資される財<br>産の価額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                   |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------------|---------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------|
| 第1回新株予約権<br>(平成20年6月27日) | 当社取締役<br>3名 | 54個         | 普通株式<br>54,000株   | 145円                      | 1円                                            | 平成20年8月1日～<br>平成45年7月31日 |
| 第2回新株予約権<br>(平成25年6月27日) | 当社取締役<br>7名 | 97個         | 普通株式<br>97,000株   | 146円                      | 1円                                            | 平成25年8月1日～<br>平成50年7月31日 |

- (注) 1. 取締役には社外取締役は含まれておりません。  
2. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
  - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

| 地 位                  | 氏 名     | 担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                    |
|----------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>(代表取締役) | 山 本 彰   | 監査室担当                                                                                                        |
| 常 務 取 締 役<br>(代表取締役) | 大 石 滋   | 経営管理部・総務部・情報システム部担当、株式会社日ピス岩手取締役社長、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、サイアム エヌピーアール社取締役会長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司 董事               |
| 常 務 取 締 役            | 坂 本 裕 司 | 営業企画部・東京営業部・名古屋営業部・大阪営業部・国際営業部・船用事業推進部担当、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役、エヌティー ピストンリング インドネシア社取締役、儀征日環 亜新科粉末冶金製造有限公司 董事 |
| 常 務 取 締 役            | 辻 龍 也   | 経理部・原価管理部・栃木工場担当                                                                                             |
| 取 締 役                | 大 谷 正 明 | 品質保証部・生産管理部・生産技術第一部・生産技術第二部・生産技術第三部担当、株式会社日ピス福島製造所取締役社長、日環自動車部品製造（儀征）有限公司 監事、エヌピーアール マニユファクチュアリング インドネシア社取締役 |
| 取 締 役                | 高 橋 輝 夫 | 技術企画部・製品技術第一部・製品技術第二部・新製品事業推進部担当、株式会社日ピス岩手取締役、株式会社日ピス福島製造所取締役、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役、儀征日環 亜新科粉末冶金製造有限公司 董事      |
| 取 締 役                | 藤 田 雅 章 | 経営企画部長、経営企画部・海外事業部担当                                                                                         |
| 取 締 役                | 川 橋 正 昭 | 埼玉大学名誉教授                                                                                                     |
| 常 勤 監 査 役            | 西 城 宏 人 | 株式会社日ピス岩手監査役                                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役            | 鈴 木 保 雄 | 株式会社日本リングサービス監査役、株式会社日ピス福島製造所 監査役                                                                            |
| 監 査 役                | 石 橋 博   | 丸の内総合法律事務所 顧問弁護士、株式会社松屋 社外監査役                                                                                |
| 監 査 役                | 丹 野 浩 一 | 国立大学法人長岡技術科学大学 学長特別顧問<br>独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 特命教授                                                     |
| 監 査 役                | 本 間 義 昭 | 朝日生命保険相互会社 取締役常務執行役員、第一工業製薬株式会社 社外取締役、株式会社専協 社外取締役                                                           |

- (注) 1. 取締役川橋正昭氏は、社外取締役であります。また、同氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
2. 監査役石橋 博氏、監査役丹野浩一氏および監査役本間義昭氏は、社外監査役であります。また、同3氏については、株式会社東京証券取引所が確保することを義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届出ております。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は、次のとおりであります。

常勤監査役西城宏人氏は、当グループの経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役高橋重夫氏および取締役竹内康二氏は、平成25年6月27日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

## ② 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額           |
|------------------|-----------|---------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 10<br>(1) | 194百万円<br>(2) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6<br>(3)  | 54<br>(16)    |
| 合 計              | 16        | 248           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会決議において、別枠で取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第112回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、平成25年6月27日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役7名に付与した新株予約権14百万円（報酬等としての額）を含んでおります。
5. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 30百万円

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

| 氏名            | 重要な兼職・兼任の状況                                              | 当社と重要な兼職・兼任先との関係                                                    |
|---------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>川橋正昭 | 埼玉大学名誉教授                                                 | 重要な取引その他の関係はありません。                                                  |
| 社外監査役<br>石橋博  | 丸の内総合法律事務所 顧問弁護士<br>株式会社松屋 社外監査役                         | 当社は丸の内総合法律事務所と法律事務に関する顧問契約を締結しております。<br>株式会社松屋とは重要な取引その他の関係はありません。  |
| 社外監査役<br>丹野浩一 | 国立大学法人長岡技術科学大学 学長特別顧問<br>独立行政法人国立高等専門学校機構東京工業高等専門学校 特命教授 | いずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。                                         |
| 社外監査役<br>本間義昭 | 朝日生命保険相互会社 取締役常務執行役員<br>第一工業製薬株式会社 社外取締役<br>株式会社専協 社外取締役 | 朝日生命保険相互会社は当社株式を259万2千株保有しております。<br>その他のいずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。 |

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 氏名            | 主な活動状況                                                                                         |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>川橋正昭 | 平成25年6月27日に就任後、当期開催の取締役会10回全てに出席いたしました。学識経験者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・意見を適宜述べております。 |
| 社外監査役<br>石橋博  | 当期開催の取締役会13回全てに出席、監査役会8回全てに出席いたしました。弁護士として、主に法見地から、業務の適正性を図るための意見を適宜述べております。                   |
| 社外監査役<br>丹野浩一 | 当期開催の取締役会13回全てに出席、監査役会8回全てに出席いたしました。学識経験者としての見地から、主に技術に関する意見を適宜述べております。                        |
| 社外監査役<br>本間義昭 | 当期開催の取締役会13回中12回に出席、監査役会8回中7回に出席いたしました。企業経営者の見地から、業務の妥当性を図るための意見を適宜述べております。                    |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 55百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 61    |

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会社法第340条第1項各号に定められた監査役会による会計監査人の解任事由等諸般の事情を考慮のうえ、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に付議いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に該当しない場合であっても、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、会計監査人について解任または不再任の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会へ付議することを取締役会に請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

なお、平成26年4月25日付の取締役会において、一部改定の決議をしております。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「コンプライアンス行動指針」を制定し、コンプライアンス部会を通じて当社の取締役および従業員が法令・企業倫理・社内規定遵守の観点から適切な日常行動を取り続けるよう指導している。また、業務に関連する法令の制定・改正があれば、適宜同部会において対応を検討している。CSR活動強化のためCSR推進委員会を設け、そのもとにある同部会および後記③のリスクマネジメント部会での討議内容は、取締役社長に報告されることとなっている。

ロ. 「コンプライアンス行動指針」の制定と同時に、「コンプライアンス相談窓口」を開設し、当社の取締役および従業員が違法・不当と思える行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築している。「コンプライアンス相談窓口」は公益通報者保護法の通報・相談窓口も兼ねており、通報者を保護する体制も整えている。

ハ. 当社は、「コンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力との関係遮断および反社会的勢力に対する組織的対応について規定している。また、反社会的勢力に対する組織的対応について、対応担当部署等を定め、取締役および従業員への周知を図っている。

ニ. 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を適正に行うため、「財務報告に係る内部統制方針書」を取締役会において決議し、また、「『財務報告に係る内部統制』に関する規定」を制定し、取締役社長以下、当該内部統制を実現するための体制を構築し、運用する体制を整えている。

ホ. 当社の監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、取締役の職務の執行状況を監査している。また、監査室を設け、社内業務に関して、法令および社内規定に対する違反の有無を確認する業務監査を実施し、監査役と緊密な協力関係を構築している。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 当社は、当社の組織、制度その他業務の運営に関して社内規定（「経営一般に関する文書体系」）を有している。そして、その中の「標準類管理規定」によって、当社における規定類の制定・改廃・配布等の維持管理をしており、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しても、当該「標準類管理規定」に基づいて処理することとしている。

- ロ. 当社の経営に関わる重要な情報の保護および外部流出の防止に関しては、「情報管理規定」を定め、それに基づき管理を行っている。
  - ハ. 各主管部門が作成した規定類は、管理担当部門が厳正に審査・登録・保管・管理している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、リスクマネジメント部会を設置しており、経営、設備、安定調達・納品、情報、海外（労務）、地震の各分野ごとにリスクの抽出、算定・評価、費用等の検討を行っている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、執行役員制を導入し、取締役会において意思決定された業務を取締役社長の指揮監督のもとに執行している。当制度により、取締役から執行役員への権限委譲が可能となり、経営の効率化を図っている。
  - ロ. 業務執行の迅速化のため、業務執行部門に担当役員制を導入している。取締役は、年に2回「業務計画ヒアリング」を行い、各部門の立てた計画の承認および実績の報告を受けている。
  - ハ. 取締役会以外に、以下の会議体を定期的開催し、多様な意見の聴取および取締役会の方針の浸透を推し進めている。
    - (a) 経営戦略会議  
取締役および取締役社長が指名する執行役員をもって構成し、経営戦略や経営計画等を討議している（原則月2回開催）。
    - (b) 経営執行会議  
取締役、監査役、執行役員、部門長等をもって構成し、業務の進捗状況の管理その他重要案件の周知徹底を図っている（原則月1回開催）。
- ⑤ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、関係会社各社の発展と相互の利益の促進のため、「関係会社管理規定」を定めて、子会社に対する適正な管理を行っている。
  - ロ. 当社の社内監査役は、国内の重要な連結子会社において監査役を兼務している。この体制は、国内連結子会社に対し、当社の監視監督機能が実効的に作用することを目的として構築されている。
  - ハ. 当社は、取締役および監査役が出席する「国内事業報告会」および「海外事業報告会」をそれぞれ年に2回開催し、海外子会社を含む子会社各社の業務実績の報告および計画の承認を行っている。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - イ. 当社は、「監査役監査規定」において、監査役が、必要に応じ、取締役、執行役員の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができる旨を定めており、その必要性が生じた場合は当該規定に基づき体制を設けることとしている。
  - ロ. 監査役は、監査を行うにあたり監査室と連携を保っている。
  
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当該従業員の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
  
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - イ. 監査役会は、「監査役会規定」に基づき、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて各監査役は情報収集ができることとなっている。
  - ロ. 監査役は、取締役会、経営執行会議等の重要な会議に出席し、各案件に関する議論を通じて報告を受けられるようになっている。
  
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役および監査役会は、「監査役会規定」等に基づき、取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等の監査上の重要な課題につき、意見交換を行っている。また、会計監査人とも定期的に会合をもち、報告を受け、意見交換を行っている。
  - ロ. その他、監査役が監査を実施するにあたっては、会計監査人、監査室、子会社監査役と連携を密にするよう努めている。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の内容は次の通りです。

- ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。



もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、Ⅰ. 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、Ⅱ. 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、Ⅲ. 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、Ⅳ. 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記②Ⅰ.「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

### Ⅰ. 当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄と私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

## <経営理念>

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
  2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
  3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
  4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。
- 上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

## II. 企業価値向上のための取り組み

当社は、お客様のニーズにお応えし、信頼を得ることを第一に、グローバル供給体制の強化や新技術の提案、継続的な原価低減活動を推進し、「事業構造改革の推進～“やさしさ”と“うれしさ”を世界に～」を指針とし、事業基盤の拡充による企業価値の向上に努めております。

## III. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### I. 本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものです。

### II. 本プランの内容

#### (i) 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会検討期間」といいます。）として設定するものとします。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続きに加えて、(i)企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は(ii)独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

(ii) 大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続きに加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、原則として会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

(iii) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結のときまでとします。但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、本プランは当社株主総会または当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

I. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

II. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

III. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入いたしました。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっております。

#### IV. 取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### V. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

#### VI. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

#### VII. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるとされており、これにより独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

なお、本プランの有効期限は、平成26年6月開催予定の第120回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっておりますところ、当社は、平成26年5月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、本プランの一部を改定した上で継続することを決議しております。改定後の本プランの内容は、株主総会参考書類6頁から30頁をご参照ください。

~~~~~  
以上の事業報告におけるご報告の数値は、「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過およびその成果」記載の比率および「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ④大株主(上位10名)」記載の持株比率を除いて、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,025	流動負債	22,299
現金及び預金	4,702	支払手形及び買掛金	3,575
受取手形及び売掛金	8,562	電子記録債務	3,690
商品及び製品	4,374	短期借入金	4,615
仕掛品	2,007	1年内返済予定の長期借入金	4,050
原材料及び貯蔵品	1,788	リース債務	455
繰延税金資産	697	未払法人税等	558
その他	924	設備関係支払手形	779
貸倒引当金	△33	営業外電子記録債務	1,026
固定資産	39,048	その他	3,547
有形固定資産	29,368	固定負債	14,662
建物及び構築物	8,481	長期借入金	8,411
機械装置及び運搬具	12,652	リース債務	1,457
土地	5,085	繰延税金負債	735
建設仮勘定	2,237	退職給付に係る負債	3,897
その他	910	その他	160
無形固定資産	995	負債合計	36,961
投資その他の資産	8,684	(純資産の部)	
投資有価証券	7,831	株主資本	21,566
長期貸付金	5	資本金	9,839
退職給付に係る資産	288	資本剰余金	5,875
繰延税金資産	271	利益剰余金	6,193
その他	406	自己株式	△342
貸倒引当金	△119	その他の包括利益累計額	3,007
		その他有価証券評価差額金	3,230
		繰延ヘッジ損益	△24
		為替換算調整勘定	204
		退職給付に係る調整累計額	△402
		新株予約権	21
		少数株主持分	515
資産合計	62,073	純資産合計	25,111
		負債・純資産合計	62,073

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	50,430
売上原価	40,024
売上総利益	10,405
販売費及び一般管理費	8,646
営業利益	1,759
営業外収益	494
受取利息	8
受取配当金	170
為替差益	79
助成金収入	62
スクラップ売却益	58
その他	116
営業外費用	521
支払利息	348
その他	172
経常利益	1,733
特別利益	172
投資有価証券売却益	172
税金等調整前当期純利益	1,906
法人税、住民税及び事業税	844
法人税等調整額	△229
少数株主損益調整前当期純利益	1,291
少数株主損失	60
当期純利益	1,352

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	9,839	5,875	5,254	△349	20,620
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△410	－	△410
新株予約権の行使	－	－	△2	7	5
当期純利益	－	－	1,352	－	1,352
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	938	7	946
平成26年3月31日残高	9,839	5,875	6,193	△342	21,566

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	少数株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成25年4月1日残高	2,780	△30	△2,054	－	695	13	1,387	22,716
当連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△410
新株予約権の行使	－	－	－	－	－	－	－	5
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	1,352
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	449	6	2,258	△402	2,311	8	△871	1,448
連結会計年度中の変動額合計	449	6	2,258	△402	2,311	8	△871	2,394
平成26年3月31日残高	3,230	△24	204	△402	3,007	21	515	25,111

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- イ. 連結子会社の数 14社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 株式会社日本リングサービス
エヌピーアール オブ アメリカ社
株式会社日ピス福島製造所
株式会社日ピス岩手
株式会社日ピスビジネスサービス
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社
エヌティー ピストンリング インドネシア社
サイアム エヌピーアール社
日環汽车零部件製造（儀征）有限公司
エヌピーアール シンガポール社
エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社
イー エー アソシエーツ社
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社
儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

前連結会計年度まで連結子会社であった日環粉末冶金製造（儀征）有限公司は、合併化に伴い、商号を儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司へ変更しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、エヌピーアール オブ アメリカ社、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社、エヌティー ピストンリング インドネシア社、サイアム エヌピーアール社、日環汽车零部件製造（儀征）有限公司、エヌピーアール シンガポール社、エヌピーアール マニュファクチュアリング インドネシア社、イー エー アソシエーツ社、エヌピーアール オートパーツ マニュファクチュアリング インディア社及び儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司の決算日が12月31日であることを除いて連結会計年度と合致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、各社の計算書類に基づき、連結決算日との間に生じた重要な取引等については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

・リース資産以外の有形
固定資産

機械装置及び運搬具については主として定額法、その他については主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、主として定額法によっております。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ロ. 無形固定資産

・リース資産以外の無形
固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

自社利用のソフトウェア

定額法によっております。

その他の無形固定資産

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

ハ. ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法

市場相場変動に伴うリスクのヘッジを目的として、実需に基づく債権又は債務を対象に内規に定められたリスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

会計基準変更時差異(9,154百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年

金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が288百万円、退職給付に係る負債が3,897百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が402百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「スクラップ売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産の内容及びその金額

(工場財団)

建 物 及 び 構 築 物	4,867百万円
機 械 装 置	5,731百万円
土 地	4,128百万円

(その他)

建 物 及 び 構 築 物	547百万円
土 地	275百万円

上記、担保資産に対する債務は以下のとおりであります。

(工場財団設定分)

短 期 借 入 金	438百万円
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,261百万円
長 期 借 入 金	5,457百万円

(その他)

短 期 借 入 金	295百万円
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	21百万円
長 期 借 入 金	260百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 68,250百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	83,741,579株	－株	－株	83,741,579株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成25年6月27日開催の第119回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 410百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成26年6月27日開催の第120回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 410百万円
- ・1株当たり配当金額 5円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 151,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、自動車関連製品をはじめとする各種製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当グループの与信管理規程に従い取引先ごとの管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を継続的に把握しリスク低減を図っております。

また、外貨建売掛金は、為替変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、為替変動リスクを回避し回収金額の固定化を図るために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（主として5年以内の長期）であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、主要金融機関とのみ取引を行っております。なお、デリバティブは、上記の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2) 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
① 現金及び預金	4,702	4,702	－
② 受取手形及び売掛金	8,562	8,562	－
③ 投資有価証券 その他有価証券	7,634	7,634	－
資産計	20,899	20,899	－
④ 支払手形及び買掛金	3,575	3,575	－
⑤ 電子記録債務	3,690	3,690	－
⑥ 短期借入金	4,615	4,615	－
⑦ 長期借入金 (1年内の返済予定を含む)	12,462	12,417	△44
負債計	24,344	24,299	△44
⑧ デリバティブ取引(※)	(37)	(37)	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務、⑥短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の直に含めて記載しております。

⑧ デリバティブ取引

時価の算定については、取引金融機関により提示を受けた価格を使用しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額197百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 299円00銭

(2) 1株当たり当期純利益 16円45銭

(注) (会計方針の変更) に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37条に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の「1株当たり純資産額」が4円90銭減少しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,844	流動負債	18,992
現金及び預金	1,571	支払手形	359
受取手形	102	電子記録債権	1,964
売掛金	8,361	買掛金	6,643
商品及び製品	1,542	短期借入金	3,515
仕掛品	1,139	1年内返済予定の長期借入金	3,703
原材料及び貯蔵品	328	リース債権	238
前払費用	57	未払金	459
繰延税金資産	251	未払費用	840
関係会社短期貸付金	2,401	未払法人税等	243
未収入金	1,053	前受金	13
その他の金	36	預り金	96
貸倒引当金	△0	設備関係支払手形	540
固定資産	37,983	営業外電子記録債権	373
有形固定資産	12,350	固定負債	10,998
建物	4,182	長期借入金	7,891
構築物	228	リース債権	360
機械及び装置	4,232	繰延税金負債	812
車両運搬具	3	退職給付引当金	1,788
工具、器具及び備品	297	その他	144
土地	3,096	負債合計	29,990
建設仮勘定	308	(純資産の部)	
無形固定資産	805	株主資本	21,609
借地権	400	資本金	9,839
ソフトウェア	396	資本剰余金	5,810
ソフトウェア仮勘定	3	資本準備金	5,810
その他の金	5	利益剰余金	6,302
投資その他の資産	24,827	その他利益剰余金	6,302
投資有価証券	7,831	固定資産圧縮積立金	33
関係会社株式	13,310	別途積立金	1,600
出資金	1	繰越利益剰余金	4,669
関係会社出資金	2,599	自己株式	△342
役員従業員長期貸付金	5	評価・換算差額等	3,206
関係会社長期貸付金	679	その他有価証券評価差額金	3,230
長期前払費用	70	繰延ヘッジ損益	△24
前払年金費用	267	新株予約権	21
その他の金	105		
貸倒引当金	△43	純資産合計	24,837
資産合計	54,828	負債・純資産合計	54,828

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,343
売上原価	30,025
売上総利益	6,318
販売費及び一般管理費	5,672
営業利益	646
営業外収益	1,323
受取利息	32
受取配当金	1,014
為替差益	182
受取地代家賃	82
その他の	11
営業外費用	372
支払利息	257
その他	114
経常利益	1,597
特別利益	172
投資有価証券売却益	172
税引前当期純利益	1,770
法人税、住民税及び事業税	365
法人税等調整額	△9
当期純利益	1,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益 剰余 合計		
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	その他利益剰余金						
				固定資産 圧縮 積立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金				
平成25年4月1日残高	9,839	5,810	5,810	44	1,600	3,658	5,302	△349	20,602	
当事業年度中の変動額										
新株予約権の行使				-	-	△2	△2	7	5	
固定資産圧縮積立金の取崩				△10	-	10	-	-	-	
剰余金の配当				-	-	△410	△410	-	△410	
当期純利益				-	-	1,413	1,413	-	1,413	
自己株式の取得				-	-	-	-	△0	△0	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)				-	-	-	-	-	-	
当事業年度中の変動額 合計				△10	-	1,010	999	7	1,007	
平成26年3月31日残高	9,839	5,810	5,810	33	1,600	4,669	6,302	△342	21,609	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成25年4月1日残高	2,780	△30	2,750	13	23,365
当事業年度中の変動額					
新株予約権の行使	-	-	-	-	5
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△410
当期純利益	-	-	-	-	1,413
自己株式の取得	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	449	6	455	8	464
当事業年度中の変動額 合計	449	6	455	8	1,472
平成26年3月31日残高	3,230	△24	3,206	21	24,837

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. リース資産以外

の有形固定資産

機械及び装置については定額法、その他については定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

ロ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 無形固定資産

イ. リース資産以外の無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ロ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異（8,516百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針及び
ヘッジの有効性評価の方法

市場相場変動に伴うリスクのヘッジを目的として、実需に基づく債権又は債務を対象に内規に定めたりスク管理を実施し、有効性の評価を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

(工場財団)

建		物	3,317百万円
構	築	物	153百万円
機	械	及	
	び	装	
土		置	3,861百万円
		地	2,832百万円

(その他)

建		物	528百万円
構	築	物	19百万円

上記、担保資産に対応する債務は以下のとおりであります。

(工場財団設定分)

短	期	借	入	金	438百万円								
1	年	内	返	済	予	定	の	長	期	借	入	金	3,201百万円
長	期	借	入	金	5,377百万円								

(その他)

短	期	借	入	金	295百万円								
1	年	内	返	済	予	定	の	長	期	借	入	金	21百万円
長	期	借	入	金	260百万円								

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,194百万円

(3) 偶発債務

① 関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

エヌピーアール オブ アメリカ社	1,065百万円
(株) 日ピス福島製造所	266百万円
(株) 日本リングサービス	33百万円
(株) 日ピスビジネスサービス	6百万円
計	1,372百万円

② 関係会社のリース会社へのリース債務に対し支払保証を行っております。

(株) 日ピス福島製造所	4百万円
計	4百万円

③ 関係会社の事務所賃借料に対し債務保証を行っております。

エヌピーアール シンガポール社	11百万円
計	11百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,966百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 6,144百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 売上高 | 6,590百万円 |
| ② 仕入高 | 22,138百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 950百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,587,666株	3,478株	36,000株	1,555,144株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

自己株式の数の減少は、ストック・オプションの行使による減少分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与、退職給付引当金、減損損失であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記（貸借対照表に計上したものを除く）

事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)日ピス福島製造所	直接 100%	兼任 3名	当社製品の製造	製品の仕入等	10,180	買掛金	3,451
					資金の貸付(注2)	780	関係会社短期貸付金	630
					資金の回収	953	—	—
					利息の受取	11	—	—
					担保の受入(注3)	2,564	—	—
子会社	(株)日ピス岩手	直接 100%	兼任 3名	当社製品の製造	製品の製造委託	9,586	買掛金	2,342
子会社	(株)日ピスビジネスサービス	直接 100%	兼任 1名	当社製品の運送等	担保の受入 (注4)	—	—	—
子会社	エヌピーアール オブ ヨーロッパ社	直接 100%	兼任 1名	当社製品の販売	製品の売上	2,919	売掛金	1,240
子会社	エヌピーアール オブ アメリカ社	直接 100%	兼任 2名	当社製品の製造販売	製品の売上	1,205	売掛金	784
					債務保証 (注5)	1,065	—	—
					資金の貸付(注2)	1,420	関係会社短期貸付金	1,543
					資金の回収	1,228	—	—
					利息の受取	5	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格の取引条件は市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の工場財団の担保提供を受けております。なお、保証料は支払しておりません。取引金額には、平成26年3月31日現在の借入金残高を記載しております。
4. 当社の金融機関からの借入金に対し、同社所有の土地の担保提供（共同担保：根抵当権設定極度額1,000百万円）を受けております。なお、保証料は支払しておりません。
5. エヌピーアール オブ アメリカ社のリース債務につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。また、関係会社貸付金を除き期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 301円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円19銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薬袋政彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺伸啓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米村仁志	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺伸啓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 米村仁志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピストンリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。
計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、重要な子会社に赴き調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月22日

日本ピストンリング株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	西 城 宏 人	㊟
常 勤 監 査 役	鈴 木 保 雄	㊟
監 査 役	石 橋 博	㊟
監 査 役	丹 野 浩 一	㊟
監 査 役	本 間 義 昭	㊟

(注) 監査役石橋 博、監査役丹野浩一及び監査役本間義昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上